

3-(4) ドライバー時間外労働時間短縮の取組みの状況【申請案内 P.57～60】

問1. ドライバー時間外労働時間短縮の取組は、1年間の法定労働時間を超える時間数が、960時間でもよいか。

答1. 法定基準の上限である「**960時間**」は加点の対象となりません。
また、令和8年度より判断基準が変更となり、**880時間以下**、または**前回届出より下回る時間数**であれば加点の対象とします。
なお後者については**1点加点**とし、**令和8年度限り**の判断基準とします。
詳しくは**申請案内 P.57～60**をご確認ください。

問2. 前回の36協定届出がない場合、前々回のものでもよいか。

答2. 前々回のは認められません。協定の有効期間に2025年7月1日を含むものが前回の届出となります。

問3. 本社一括で電子申請をしている場合は、対象となるか。

答3. 対象となります。
協定届に添付する営業所のリストを必ず添付してください。（当該営業所の部分のみで可）
申請案内 P.57の情報が確認できる資料を提出してください。
（受付印は電子印で構いません。）

問4. 本社一括で電子申請をしているため、各営業所の協定届には電子印がないが、この場合はどうしたらよいか。

答4. 本社の協定届には、「**電子印の受付印**」があると思いますので、受付印のある「**本社の協定届**」を合わせて提出してください。
「**事業者リスト**」を提出する場合は、「**営業所用の協定届（電子印なし）**」を提出する必要はありません。（「**営業所リスト**」と「**営業所用の協定届（電子印なし）**」はどちらかで構いません。）

問5. 当社は営業所が本社しかないため、36協定届に営業所名の記載がないが問題ないか。

答5. 問題ありませんが、36協定届の余白に「**本社のみ**」と記入（手書き可）してください。

問6. 「業務の種類」について、選任運転者が他の業務も行っているため「自動車運転者（トラック）」と記載されていない。どうすればよいか。

答6. 「**自動車運転者（トラック）**」を兼任している場合は、「**業務の種類**」の余白の部分に「**自動車運転者（トラック）を含む**」と記入（手書き可）してください。